

平成 17 年 4 月 18 日

各 位

本店所在地 東京都中央区銀座七丁目 4 番 12 号  
会 社 名 シンワアートオークション株式会社  
代表者名 代表取締役社長 倉田 陽一郎  
(コード番号: 2 4 3 7 大証ヘラクレス S)  
問合せ先 経営管理部長 堀 智寛  
電話番号 0 3 - 3 5 6 9 - 0 0 0 5 (代表)  
(<http://www.shinwa-art.com/>)

### 株式分割（無償交付）に関するお知らせ

平成 17 年 4 月 18 日開催の当社取締役会において、株式の分割を行うことを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

1. 株式分割の目的  
1 株当たりの投資金額の引下げを行い、当社株式の流動性の向上及び投資家層の拡大を図ることを目的として実施するものであります。
2. 株式分割の概要
  - (1) 分割の方法  
平成 17 年 5 月 31 日（火曜日）最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 3 株の割合をもって分割する。
  - (2) 分割により増加する株式数  
普通株式とし、平成 17 年 5 月 31 日（火曜日）最終の発行済株式総数に 2 を乗じた株式数とする。
3. 分割の日程

割当基準日	平成 17 年 5 月 31 日（火曜日）
効力発生日	平成 17 年 7 月 20 日（水曜日）
4. 配当起算日 平成 17 年 6 月 1 日（水曜日）
5. 会社が発行する株式の総数の増加  
平成 17 年 7 月 20 日（水曜日）付をもって商法第 218 条第 2 項の規定に基づき、当社定款第 5 条を変更し、発行する株式の総数を 40,000 株増加して 60,000 株とする。
6. その他  
この株式分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以 上

【ご参考】

1. 分割によって増加する株式数を具体的に明示しないのは、本取締役会の決議日から分割基準日までの間に新株引受権及び新株予約権の行使による新株式発行の可能性があり、分割基準日現在の発行済株式総数が確定しないためであります。
2. 株式分割後の発行済株式総数は、平成 17 年 4 月 18 日現在を基準として計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	6,225 株	(平成 17 年 4 月 18 日現在)
今回の分割により増加する株式数	12,450 株	
株式分割後の当社発行済株式総数	18,675 株	
3. 株式の分割に際しては、資本金の増加はありません。  
平成 17 年 4 月 18 日現在の資本金 734,750,000 円
4. 払込価額の調整  
今回の株式分割に伴い、当社発行の旧商法第 280 条ノ 19 の規定に基づく新株引受権、商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権の払込価額及び付与株式数を平成 17 年 6 月 1 日（水曜日）以降、次のとおり調整いたします。

	調整後払込価額	調整前払込価額
	調整後付与株式数	調整前付与株式数
平成 13 年 12 月 8 日開催の臨時株主総会決議に基づく新株引受権	41,667 円	125,000 円
	783 株	261 株
平成 15 年 12 月 6 日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権	63,334 円	190,000 円
	375 株	125 株

なお、上記平成 13 年 12 月 8 日開催の臨時株主総会決議に基づく新株引受権の権利行使期間は平成 17 年 1 月 1 日から平成 21 年 12 月 31 日までであります。また、上記平成 15 年 12 月 6 日開催の臨時株主総会決議に基づく新株予約権の権利行使期間は平成 17 年 12 月 7 日から平成 21 年 12 月 6 日までであります。

5. 今回の株式分割後となる平成 18 年 5 月期の配当金額につきましては、株式分割前の 1 株当たり配当金額水準の 3 分の 1 を基本とする方針であります。今後の事業展開及び業績見通しを総合的に勘案のうえ、配当性向等を考慮し決定したいと考えております。

以 上